

農業水利施設GX対策検討業務委託 応募要領

第1 業務名

農業水利施設GX対策検討業務委託

第2 業務の目的及び概要

1 目的

本業務は、農業水利施設の再生可能エネルギーの導入や省エネルギー化に向けた対策を検討するために必要な調査及び検討を行うものである。

2 概要

(1) 業務内容

- ア 再生可能エネルギー導入可能性の検討 1式（3施設）
- イ 農業水利施設の省エネルギー化によるJ-クレジット制度活用の検討 1式
- ウ 水上太陽光発電の適地検討 1式（28施設）
- エ 検討結果とりまとめ 1式
- オ 再生可能エネルギー等推進支援 1式

(2) 業務場所

岩手県内全域

第3 応募資格

本業務の応募資格は、次の各号の全てに該当するものであること。

- (1) 「令和6・7年度建設関連業務指名競争入札参加資格者名簿」に登載されていること。又は、「令和07・08・09年度農林水産省競争参加資格（全省統一資格・「役務の提供等）」を有していること。
- (2) 県内に本店又は営業所を有していること。ただし、第3の(7)の技術者が常駐していること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 「建設関連業務に係る指名停止措置基準（平成18年6月6日付建技第141号）」による指名停止を受けている期間中ではないこと。
- (5) 過去10年間（平成28年度から令和7年度）において、小水力発電等の電気設備の導入に係る検討や設計業務の実績があること。
- (6) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は、暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有しているものでないこと。

(7) 応募する者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある次のア～カのいずれかに該当する技術者を有していること。

なお、「恒常的な雇用関係」とは、参加意思確認書の提出日において、その日から連続して3か月以上の雇用関係にあることをいう。

ア 技術士（総合技術監理部門：農業－農業農村工学（農業土木含む））

イ 技術士（農業部門：農業農村工学（農業土木含む））

ウ R C C M（農業土木）で、同種・類似業務の管理技術者の実績を有する者

エ 大学又は高等専門学校卒業後、農業土木業務の経験が20年以上で、同種・類似業務における管理技術者の実績を有する者

オ 高等学校又は専修学校卒業後、農業土木業務の経験が25年以上で、同種・類似業務における管理技術者の実績を有する者

カ 農業土木技術管理者

第4 応募手続き

1 募集期間

令和8年3月31日から令和8年4月13日まで

2 応募方法等

次に示す資料を第6の「応募・照会等窓口」に持参すること。

(1) 提出資料

別紙様式1「参加意思確認書」 1部

(2) 受付日時等

受付曜日は月曜日から金曜日（土日祝日を除く）

受付時間は午前9時から午後5時までとする

第5 事業実施期間

委託契約締結日の翌日から令和9年3月15日までとする。

第6 応募・照会等窓口

020-8570 岩手県盛岡市内丸10-1

岩手県農林水産部農村計画課 企画・営農・調査担当

TEL 019-629-5666 FAX 019-629-5694

第7 その他

1 参加意思確認書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

2 提出された参加意思確認書は、返却しない。

3 提出された参加意思確認書は、本業務委託に係る事務手続き以外に提出者に無断で使

用しない。

- 4 募集期間以降における参加意思確認書の差し替え及び再提出は認めない。
- 5 参加意思確認書に虚偽の記載をした場合には、参加意思確認書を無効とする。
- 6 委託契約締結後、本業務の成果に関する次の各号に掲げる権利等は、岩手県知事が継承するものとする。
 - (1) 特許を受ける権利又は当該権利に基づく特許権
 - (2) 著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む）

(別紙様式1)

令和 年 月 日

岩手県知事 様

住所
商号又は名称
代表者氏名

参加意思確認書

次の業務に係る公募について、応募します。

当該業務について、応募資格を満たす者であることを誓約します。

記

1 業務名

農業水利施設GX対策検討業務委託

担当